

(別記様式 1)

特定間伐等促進計画

熊本県 玉東町
令和 5 年 1 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により定められた県の基本方針によると、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、120,000ha (年平均 12,000ha) の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で 50ha (年平均 5ha) の間伐を行うことを、玉東町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注 1) 国土地理院 1/25000 地勢図相当又は 1/5000 森林基本図の図面に図示する。

注 2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に捨てる必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

別表のとおり

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施主体	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1 / 25000地勢図相当の図面又は1 / 5000森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

注) 2の図面に併せて図示すること。

区域設定なし

5 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類

指定なし

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

該当なし

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

該当なし

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

該当なし

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町の森林所有者の大半は3ha未満の小規模所有であり、森林経営計画を計画的・重点的に策定するために、森林所有者、森林組合をはじめとした林業事業体、県、町など地域一体となった体制を整備する。また、これに基づく森林施業についても、地域一体となって推進・実施していく。

さらに、提案型集約化施業の手法を林業経営体・事業体に確立させていくとともに、林道や森林作業道等の路網整備、高性能林業機械を組み入れた施業システムなどの効率的な施業を普及・促進し、林業生産活動のコスト縮減による収益性の向上を図ることで「稼げる林業」の実現に向け、関係者と連携し取り組む。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

合意形成に必要な情報に関しては、既存の森林簿・所有者情報を活用し、活動の推進に充てていく。また、玉名森林組合と連携し、不在村森林所有者への呼びかけを行い、参画を促進する。また、森林所有者の合意形成の実行にあたっては、林研グループ等地域森林に詳しい関係者の協力を得るなど早急に進める。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐をはじめとした森林整備の効率的な実施のため、対象森林における施業予定地の配置や地形等考慮した効果的な線形の計画と大型トラック等の走行する林道及び主として大型の林業機械が走行する林業専用道、中型以下の林業機械や木材搬出などに利用される森林作業道がそれぞれ

れの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進する。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
森林施業において高性能林業機械を有効に活用するためには、作業路網等の林業生産の基盤整備の充実を図る必要があるが、森林所有者が小規模・分散的であることや林業の採算性悪化から資金面等を理由に高性能林業機械の導入に消極的な現状がある。
このような状況において、各林業関係者が連携し、森林施業の合理化・共同化を進め、安定的に事業量の確保を図りながら、国や県の補助事業等の活用等により、高性能林業機械を導入することで低コスト化を図り、高効率な作業システムの整備、定着を促進する。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。
コンテナ苗を活用した森林施業を行うことで、低コストの造林と森林保育を促進し、更なる低コスト化を実現できるよう関係事業体と連携を図る。

9 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
間伐材の利用については、建築用材をはじめ、土木資材、合板用材、チップ用材等、さらには木質バイオマスとしての活用へ向けた取組など可能な限り間伐材の利用に関して、山元から製材工場等の関係者間の連携促進を図るとともに、町の公共事業等への間伐材の積極的利用についても併せて促進する。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
間伐の推進及び間伐材の利用促進を図る観点から、間伐材の流通経費に対する補助の支援等を行う。また、製材工場への直送化等、流通コストの低減に向けた取組を行い、木材の生産・加工・流通関係者の連携のもと安定供給体制の構築を図る。

10 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
現場技能者においては、高齢化の影響や林業離れによる人材の不足化が進行しており、このまま推移すれば、適切な森林整備が損なわれることが危惧されるため、いかに人材を確保していくかが喫緊の課題となっている。一方、その就業環境については、若者をはじめ就業希望者にとって魅力に乏しい状況となっている。
このような状況の中、林業の人材を確保していくためには、森林組合をはじめとする林業事業体に対して、事業量の安定確保による通年雇用の推進を図りながら、建設業との連携も視野に入れ、労働安全衛生の確保等の推進、各種社会保険の加入促進等による就業条件の改善に努める。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
上記の人材確保に努めながら、技術等向上のための各種研修会や資格取得等についても積極的に支援し技術普及を推進する。